総合計画実施計画の概要

1 実施計画策定の目的

実施計画は、基本構想に定められた基本理念の実現を目指し、基本計画に掲げられた施策展開の方向に沿って、具体的な施策、事業の内容を財政的な裏付けをもって3年間の計画として取りまとめるもので、計画期間における市政運営の指針となるものです。

計画の策定にあたっては、基本構想・基本計画を踏まえ、平成 20 年度予算と整合を図りながら、施策体系別・年度別に事業内容、事業費等を計上しています。

2 実施計画の期間

実施計画の期間は、基本構想・基本計画の計画期間である平成 16 年度から 25 年度までの 10 年間のうち、基本構想・基本計画を着実に実施するうえで、より一層の実効性の確保を図るため、平成 20 年度から 22 年度までの 3 年間を計画期間とします。

なお、今後についても、毎年度の予算と整合を図りながら、実施計画を改定 していきます。

3 実施計画の対象事業

実施計画の対象事業は、基本構想・基本計画の主要事業に位置づけられた事業のうち、平成20年度から22年度の3年間において実施が見込まれる新市建設計画事業、新規事業、重点プロジェクト事業、普通建設事業を対象とします。

4 財政計画

財政計画は、基本計画に示された10年間の財政フレームの考え方を踏まえ、 平成20年度予算と整合を図りながら、現行制度を基本として一般会計ベース で平成22年度までの3年間の財政計画を策定しています。

なお、今後についても、毎年度の予算と整合を図りながら、財政計画を改定 していきます。